2　前条第一項第一号の確認を受けた中小企業者は、第十六条第二号ニ又はホの具体的な計画を変更しようとする場合において認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けたときは、都道府県知事の確認を受けることができる。

3　前条第一項第二号の確認を受けた中小企業者は、特定後継者又は第十六条第二号への新たに特定後継者となることが見込まれる者を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けなければならない。ただし、特定後継者を変更しようとする場合にあっては、当該特定後継者に係る特定代表者の相続の開始の日以後は当該確認を受けることができない。

4　前条第一項第二号の確認を受けた中小企業者は、第十六条第二号ホの具体的な計画を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けることができる。

5　前条第二項の規定は、第一項及び第二項の申請について準用する。この場合において、前条第二項中「様式第二十一」とあるのは「様式第二十四」と読み替えるものとする。

6　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の申請について準用する。この場合において、前条第三項中「様式第二十一の二」とあるのは「様式第二十四の二」と読み替えるものとする。

7　都道府県知事は、第一項から第四項までの申請を受けた場合において、それぞれに定める確認をしたときは様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

8　［略］

（確認の取消し等）

第十九条　都道府県知事は、第十七条第一項第一号又は第二号の確認（前条第一項から第四項までの変更の確認があった場合にあっては、変更後の確認。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一　第十七条第一項の確認を受けた中小企業者の当該確認に係る特例後継者又は特定後継者の相続が開始したとき（第十六条第二号への新たに特定後継者となることが見込まれる者がいることについて、第十七条第一項第二号の確認を受けた場合を除く。）。

二　偽りその他不正の手段により第十七条第一項の確認を受けたことが判明するに至ったとき。

三　次項の申請があったとき。

2　第十七条第一項の確認の取消しを受けようとするときは、同項の確認を受けた中小企業者は、様式第二十五による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

3・4　［略］

（特例承継計画に係る報告）

第二十条　第一種特例贈与認定中小企業者は、当該認定に係る有効期限の末日において、当該認定に係る有効期間内に存する当該第一種特例贈与認定中小企業者の第一種特例贈与報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該有効期間内に存する当該第一種特例贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回る数となった場合には、その下回る数となった理由について都道府県知事の確認を受けなければならない。

［新設］

1　前条第一項の確認を受けた中小企業者は、特定後継者又は第十五条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けなければならない。ただし、特定後継者を変更しようとする場合にあっては、当該特定後継者に係る特定代表者の相続の開始の日以後は当該確認を受けることができない。

2　前条第一項の確認を受けた中小企業者は、第十五条第一項第五号の具体的な計画を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けることができる。

［新設］

3　前条第二項の規定は、前二項の申請について準用する。この場合において、前条第二項中「様式第二十一」とあるのは「様式第二十四」と読み替えるものとする。

4　都道府県知事は、第一項又は第二項の申請を受けた場合において、第一項又は第二項の確認をしたときは様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

5　［略］

（確認の取消し等）

第十九条　都道府県知事は、第十六条第一項の確認（前条第一項又は第二項の変更の確認があった場合にあっては、変更後の確認。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一　第十六条第一項の確認を受けた中小企業者の当該確認に係る特定後継者の相続が開始したとき（第十五条第一項第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者がいることについて、第十六条第一項の確認を受けた場合を除く。）。

二　偽りその他不正の手段により第十六条第一項の確認を受けたことが判明するに至ったとき。

三　次項の申請があったとき。

2　第十六条第一項の確認の取消しを受けようとするときは、同項の確認を受けた中小企業者は、様式第二十五による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

3・4　［略］

第二十条　削除